

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 物件番号
私は、暴力団員等ではありません。	
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。	
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役 員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 口代表者	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
2	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
3	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
4	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 1 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 3 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 岩 崎 由香利

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 18 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 26 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 7 年 10 月 3 日 午前 9 時 30 分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 7 年 10 月 17 日 午前 10 時 00 分 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 7 年 9 月 3 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	7,980,000 6,384,000		1,600,000	48,094	12,976



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 豊中市永楽荘四丁目 1 4 番地 2

建物の名称 豊中北コーポラス南棟

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 永楽荘四丁目 1 4 番 2 の 6 0 6

建物の名称 (南棟) 6 0 6

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 6 階部分 5 9 . 2 9 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 豊中市永楽荘四丁目 1 4 番 2

地 目 宅地

地 積 5 2 6 3 . 5 0 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 7 1 5 3 0 9 分の 5 9 2 9



物 件 明 細 書

令和 7年 7月15日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 岩 崎 由香利

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 豊中市永楽荘四丁目14番地2

建物の名称 豊中北コーポラス南棟

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 永楽荘四丁目14番2の606

建物の名称 (南棟) 606

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 6階部分 59.29平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 豊中市永楽荘四丁目14番2

地 目 宅地

地 積 5263.50平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 715309分の5929



令和7年(ヌ)第78号
令和7年6月2日受理
令和 年 月 日提出
7.7.-8

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 平 島 武 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 豊中市永楽荘四丁目 1 4 番地 2

建物の名称 豊中北コーポラス南棟

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 永楽荘四丁目 1 4 番 2 の 6 0 6

建物の名称 (南棟) 6 0 6

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 6 階部分 5 9 . 2 9 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 豊中市永楽荘四丁目 1 4 番 2

地 目 宅地

地 積 5 2 6 3 . 5 0 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 7 1 5 3 0 9 分の 5 9 2 9



不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		豊中市永楽荘4丁目4-60-606 豊中北コーポラス南棟	
建物		物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
管理費等の状況	☒ 次のとおり 管理費 10,901円 修繕積立金 4,941円		令和7年6月19日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 令和5年4月分～令和7年6月分計427,734円 ☐ 不明
管理費等照会先	大和ライフネクスト株式会社		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
敷地権		符号1	
現況地目	☒ 宅地（符号1） ☐ 公衆用道路（符号 ） ☐ （符号 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
敷地権の種類	☒ 所有権（符号1） ☐ 地上権（符号 ） ☐ 賃借権（符号 ） ☐ （符号 ）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
敷地権以外の土地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 集合案内板 債務者の姓
- (2) 表札の表示 債務者の姓
- (3) 集合郵便受けの表示 債務者の姓

2 敷地権の目的である土地（本件敷地）の現況について

- (1) 本件敷地の形状は、概ね土地建物位置関係図のとおりである。本件敷地については、法務局に地積測量図の備え置きがない。本件敷地は、丘陵地に造成されており、敷地内に高低差がある箇所があるほか、北方面及び西方面の隣地との間の高低差が目立つ。
- (2) 本件敷地は、マンション「豊中北コーポラス」南棟、東棟及びその付帯施設の敷地となっている。
- (3) 本件敷地には、駐車場（53台分）が存在する。
- (4) 本件敷地は、建築基準法上の道路に接面している。
- (5) 本件敷地上に電柱が2本存在する。

3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね間取略図のとおりである。
- (2) 目的建物は、壁や天井に軽微な損傷があるほか、経年相当の劣化、損耗が認められる。
- (3) 目的建物内には、家財道具、日常生活用品等の動産類が存在する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
豊中市役所固定資産税 課職員	課税床面積は、共用部分の面積を持分割合で案分したものを含むため、公簿 面積より大きくなっています。
債務者	1 目的建物には、以前私の母が住んでいましたが、現在は私が使用していま す。 2 洗面所の壁の損傷は、手すりを取り外した跡です。居間の天井のへこみ は、母の杖が当たったものです。目的建物には、大きな不具合はないと思 います。
マンション管理会社	(照会回答書の要旨) 目的建物については、管理規約に基づき、管理組合活動費、各戸水道料、駐 車場使用料、自転車置場使用料、弁護士費用及び未納金に対する遅延損害金 を買受人に請求することができます。令和7年6月19日時点において、これら の債権額が1,327,924円となっています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 6月 2日 13 : 45－13 : 50	中之島図書館	物件確認
7年 6月 2日 14 : 15－14 : 30	大阪法務局北出張所	公図等調査
7年 6月 4日 10 : 00－10 : 25	物件所在地	物件及び占有確認（不在）、照会書投函、管理人から事情聴取
7年 6月 4日 10 : 40－11 : 00	豊中市役所	道路及び課税関係調査
7年 6月 4日	執行官室	照会書送付（管理会社）
7年 6月13日 9 : 20－9 : 30	物件所在地	在宅要請（不在）
7年 6月27日 14 : 30－14 : 55	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、債務者と面談

(特記事項)

令和7年6月27日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

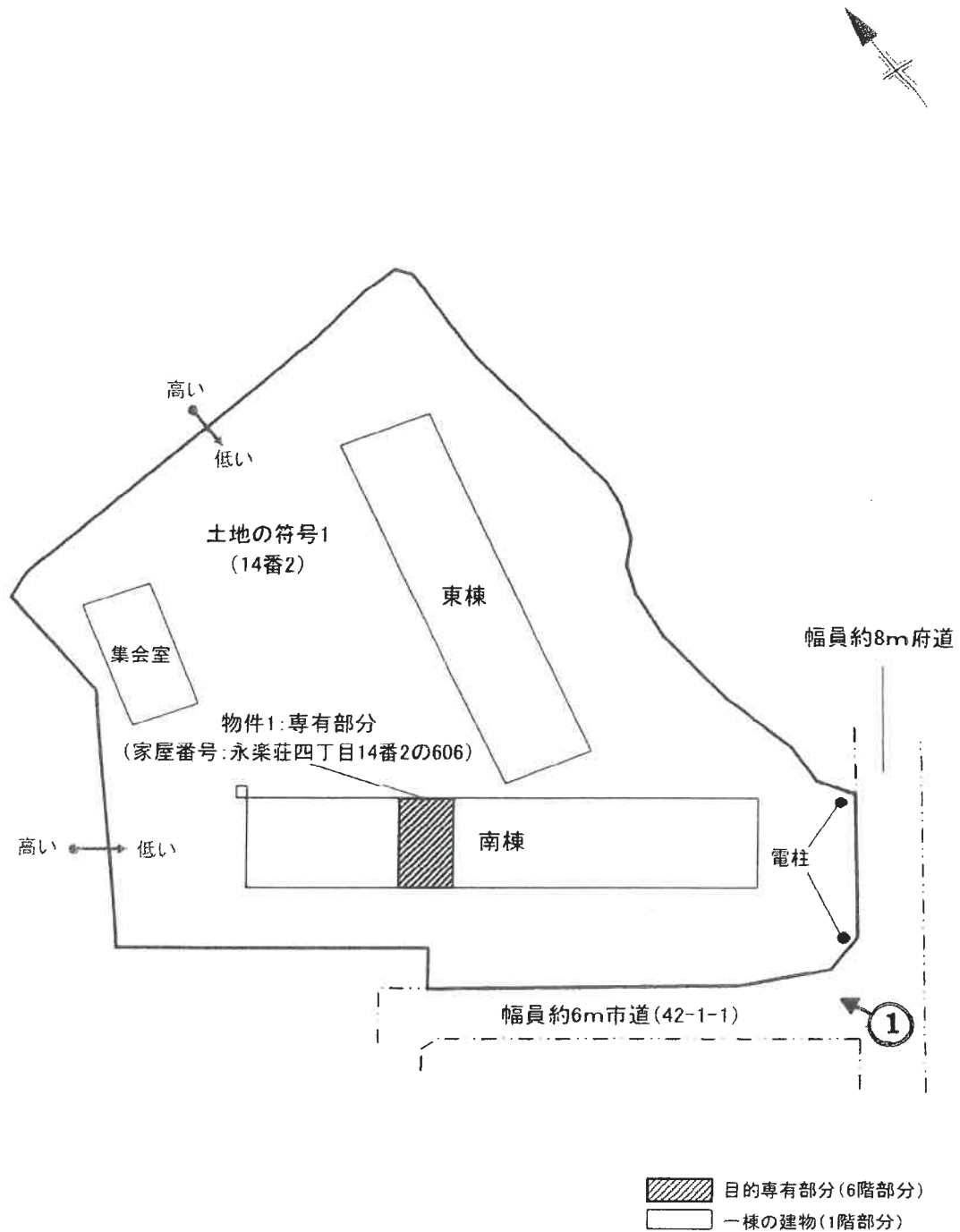
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(略図)

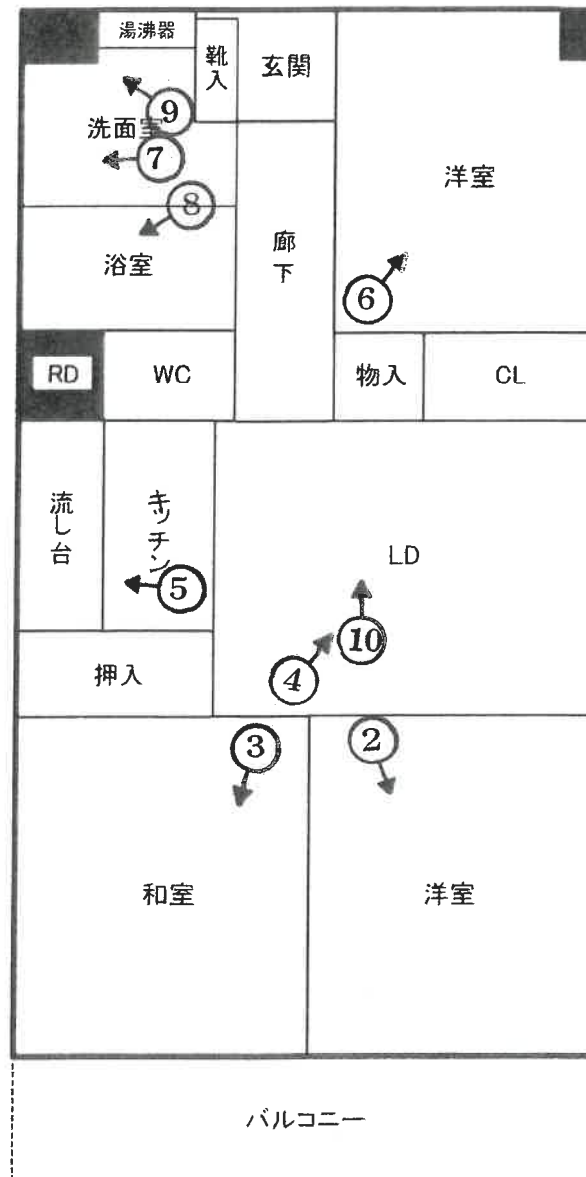
令和7年(又)第78号



(←○写真撮影場所・方向)

間取略図

令和7年（ヌ）第78号



(←○写真撮影場所・方向)



①

目的建物が所在する一棟の建物



②



③



④



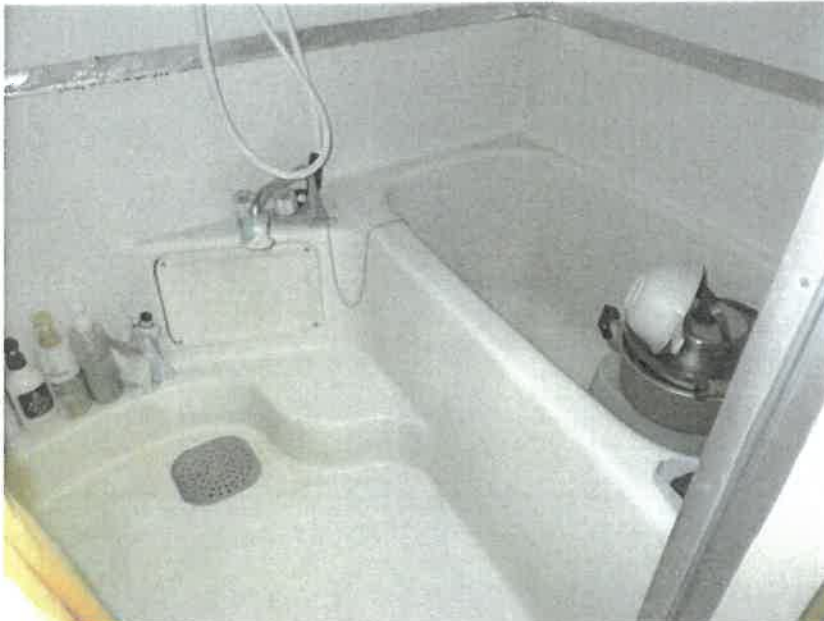
⑤



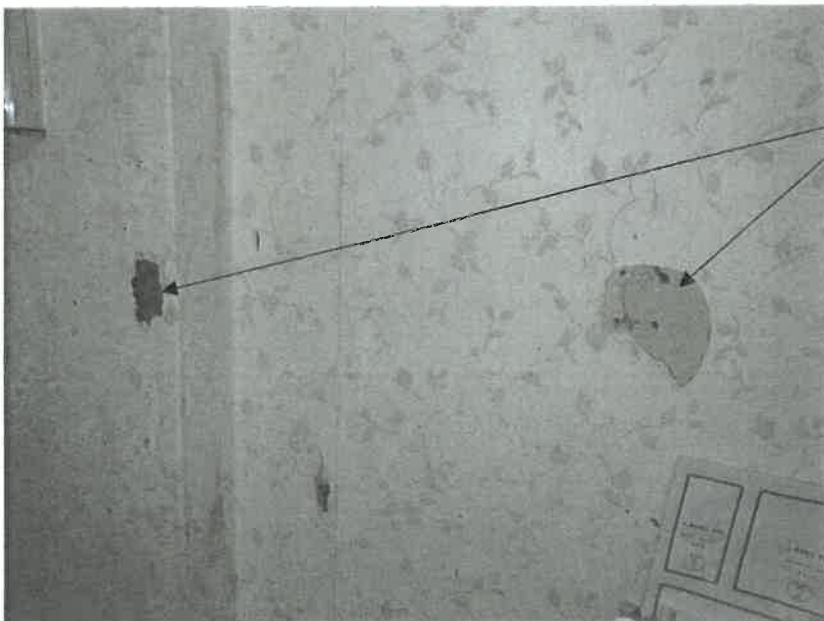
⑥



⑦

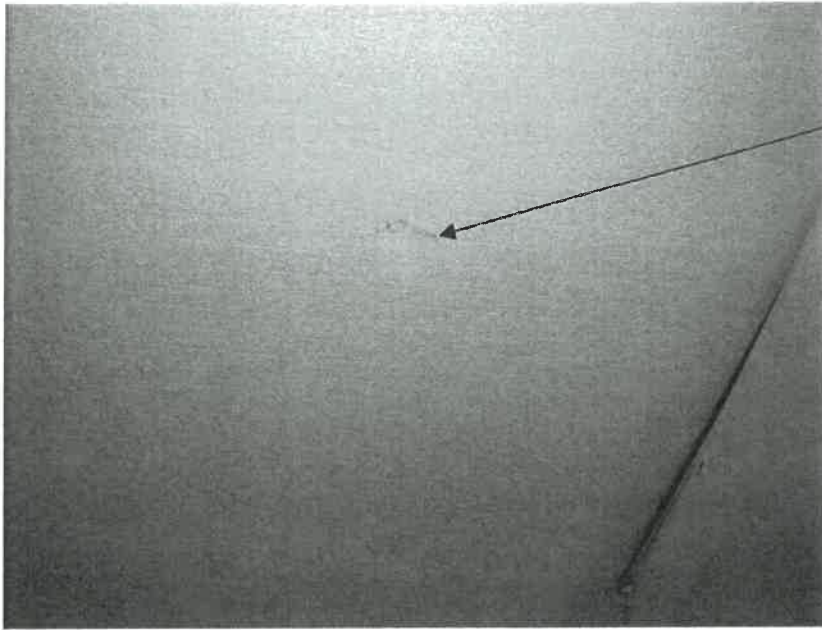


⑧



⑨

壁の損傷



⑩

天井の損傷

令和7年（ヌ） 第78号
令和7年6月27日 現地調査
令和7年7月2日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

(敷地権(所有権)付マンション)

評価人 不動産鑑定士

石丸 都子

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件 1	金 7, 980, 000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 建物の名称 種 類 構 造 床 面 積 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 所在及び地番 地 目 地 積 (敷地権の表示) 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
1	①敷地権の目的である土地（符号1）は、目的建物の所在するマンション「豊中北コーポラス南棟」、「豊中北コーポラス東棟」及びその付帯施設の敷地となっている。 ②敷地権の目的である土地（符号1）については、地積測量図は存するが残地計算となっているほか、現地では隣接地等との境界杭が確認できなかったこと、一部概測できなかったことから、正確な現況把握及び地積の確定には隣地所有者等の関係者立会の下、専門家の測量に基づく確定を要する。 ③敷地権の目的である土地（符号1）の南東側には、電柱が2本存在した（土地建物位置関係図（略図）参照）。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	阪急箕面線 牧落駅 南東方 道路距離 約1.2km (別添「位置図」参照)		
	阪急バス 永楽荘四丁目停留所 南方 道路距離 約70m		
付近の状況	共同住宅、戸建住宅、老人ホーム等が混在する地域		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)		南東側	北西側
	都市計画区分	市街化区域	市街化区域
	用途地域	第2種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%	60%
	容積率	200%	200%
	防火規制	法22条区域	法22条区域
	その他の規制	第2種高度地区、宅地造成等工事規制区域、日影規制、立地適正化計画（一般型居住誘導区域）、埋蔵文化財包蔵地（太鼓塚古墳群、桜井谷窯跡群）	
画地条件	規模	5,263.50㎡（登記面積）	
	形状	不整形	
	間口・奥行	間口約22m（南東側）・奥行約85m（最大）	
	高低差等	東向きの下り傾斜の地勢であり、目的土地の北側及び西側に敷地内段差があるほか、北側及び西側隣接地とは高低差が認められ、擁壁が設置されている。	
接面道路の状況	南東側	幅員約8m府道（建築基準法第42条1項1号道路）	
	南西側	幅員約6m市道（建築基準法第42条1項1号道路）	
	接道状況	角地、概ね等高接面	
土地の利用状況等	現況	共同住宅の敷地	
	南東側	道路、里道を介して住宅	
	南西側	道路、公園	
	北側	住宅	
	北西側	住宅	
供給処理施設	上水道	あり	目的物件について左記供給処理施設の稼働状況等については未確認である。
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	目的土地の旧土地台帳写によると、山林、畑、宅地の登記地目、所有者として個人、〇〇電機（株）、△△電気（株）の履歴が確認された。過去の住宅地図によると、目的建物建築以前は工場、事業所と思われる表示が確認された。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による専門調査を要する。		
特記事項	特になし。		

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	豊中北コーポラス南棟	
建物の用途	共同住宅（総戸数 115戸）	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 （登記記載）	昭和53年1月17日新築
	経過年数	約47年
	経済的残存耐用年数	約3年
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付9階建	
仕 様	屋 根	陸屋根
	外 壁	吹付け等
	その他	特になし
設 備 等	エレベーター、駐車場53台（月額13,000円、現在空き有）、駐輪場等	
建物の品等	普通程度	
管理の形態等	管理組合： 豊中北コーポラス管理組合 管理方式： 委託管理 管理会社： 大和ライフネクスト株式会社 管理形態： 日勤	
管理の状況	普通程度	
特 記 事 項	①修繕積立金：53,086,701円（令和7年5月31日現在） ②建築確認（有）、検査済証（有） ③管理会社の回答によれば、2033年に改修計画が予定されている。 ④目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト等を含有する吹付け材、耐火被覆材、保温材等が使用されている可能性は低い、成形板等にアスベスト等が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	
位 置	6階 (606号室) 開口部の方位：南西（中間住戸）	
床 面 積	59.29m ²	
間 取 り	3LDK	
仕 様	天 井	クロス貼等
	床	フローリング等
	内 壁	クロス貼等
	設 備	電気、給排水等
	その他	－
保 守 管 理 の 状 態	目的建物は、壁や天井に軽微な損傷があるほか、経年相応の劣化、損耗が認められる。	
管 理 費 等	令和7年6月19日 現在	
		月額 滞納額※
	管理費	10,901 円 294,327円
	修繕積立金	4,941 円 133,407円
	合計	15,842 円 427,734円
※令和5年4月分～令和7年6月分		
専有部分の 利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	①設備機器の作動状況は未確認である。 ②上記滞納額のほか、管理組合活動費、各戸水道料、駐車場使用料、自転車置場使用料、弁護士費用及び未納金に対する遅延損害金の滞納があるとのことである。	

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格、比準価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	専有面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
300,000	59.29	0.07	1,245,000

イ 専有面積：登記面積による。

ウ 現価率

経過年数 約47年

経済的残存耐用年数 約3年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned}\text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 3\text{年} / (\text{経過年数} 47\text{年} + \\ &\quad \text{経済的残存耐用年数} 3\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \\ &= 0.07\end{aligned}$$

※観察減価は、維持管理の状況、中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 (円) (千円未満四捨五入) カ (ア×イ×ウ×エ×オ)
224,000	0.85	5,263.50	0.95	$\frac{5,929}{715,309}$	7,891,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 豊中-44

$$\text{公示価格等} \quad \text{時点修正} \quad \text{標準化補正} \quad \text{地域格差} \quad \text{標準画地価格} \\ 183,000\text{円/㎡} \times 101.4/100 \times 100/101 \times 100/82 = 224,000\text{円/㎡}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.01 北東+1	1.00	1.00	1.00	1.01

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
0.97 幅員-3	1.00	0.85 周辺利用-15	1.00	0.82

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.03 角地+3	1.00	0.95 不整形-5	0.87 規模-10 敷地内段差等-3	0.85

ウ 地積：登記面積による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

3 積算価格 (敷地権付建物の積算価格)

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	個別格差 (階層・位置・品等) ウ	積算価格 (円) (千円未満四捨五入) エ ((ア+イ)×ウ)
1,245,000	7,891,000	1.03	9,410,000

ウ 個別格差：

階層	位置	品等程度	その他	総合 (相乗積)
1.00 6階/地下1階付9 階建 (基準戸：6階北向・中間住戸)	1.03 南西向・中間住戸	1.00	1.00	1.03

Ⅱ 比準価格の試算

基準階の比準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	比準価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
226, 000	1. 03	59. 29	13, 802, 000

ア 基準階の比準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階の専有部分の1㎡あたりの比準価格を下記のとおり査定した。

(取引事例)

番 号	A	B
所 在	豊中市	豊中市
構 造	SRC造	SRC造
階	4F/7F	5F/7F
面 積	約59㎡	約59㎡
建築時期	昭和53年1月	昭和53年1月
取引時点	令和6年3月	令和6年9月
取引形態	一般売買	一般売買
事例価格	241, 000円/㎡	287, 000円/㎡
その他	2LDK	2SLDK

(比準表)

番号	事例価格 (円/㎡) ア	事情 補正 イ	時点 修正 ウ	標準化 補正 エ	地域品 等比較 オ	建物品 等比較 カ	試算価格 (円/㎡) (千円未満四捨五入)
A	241, 000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{101}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{110}$	217, 000
B	287, 000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{102}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{120}$	234, 000
事情補正：取引形態の種別、取引に介在する特殊事情等を考慮 時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮 標準化補正：取引事例の階層、位置、形状等を考慮 地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮 建物品等比較：建物グレード、築年数、保守管理状況等を考慮						基準階の比準価格 (円/㎡)	226, 000

イ 個別格差

前ページの敷地権付建物の個別格差（I 3ウ）と同じ。

Ⅲ. DCF法による収益価格の試算

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり査定した。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるため、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《 DCF法による価格査定表 》

5年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価							収益価格
	6年目期末 有効純収益	最終還元 利回り	5年目期末 売却価格	売却費用 売却価格×5%	復帰価格	複利 現価率 割引率 6.0%	正味復帰 価値現価	
	ア	ウ	エ(イ÷ウ)	オ	カ(エーオ)	キ	ク(カ×キ)	ケ(ア+ク)
2,506 千円 (27.2%)	662 千円	7.0%	9,457 千円	473 千円	8,984 千円	0.74726	6,713 千円 (72.8%)	9,219 千円 (100.0%)

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ 最終還元利回り： 後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮の上、上記のとおり査定した。

オ 複利現価率： 複利現価率に用いた割引率は、一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準として査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》

[単位：千円]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
ア 収入	支払賃料	840	840	840	840	840
	共益費収入	131	131	131	131	131
	駐車場収入	0	0	0	0	0
	その他収入	0	0	0	0	0
	可能総収益	971	971	971	971	971
	空室損失	△ 49	△ 49	△ 49	△ 49	△ 49
	貸倒損失	0	0	0	0	0
	有効総収益	922	922	922	922	922
イ 支出	維持管理費	131	131	131	131	131
	修繕費	59	59	59	59	59
	公租公課	61	61	61	61	61
	損害保険料	9	9	9	9	9
	その他	0	0	0	0	0
	運営支出合計	260	260	260	260	260
	資本的支出	300	0	0	0	
	総費用合計	560	260	260	260	260
ウ 経費率 (運営支出／可能総収益)	27%	27%	27%	27%	27%	27%
エ 有効純収益	362	662	662	662	662	662
オ 複利現価率 (割引率6.0%)	0.94340	0.89000	0.83962	0.79209	0.74726	
カ 有効純収益の現価	342	589	556	524	495	

Ⅳ 評価額の決定

1 試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、市場の取引動向・実態等を考慮して、積算価格に10%、比準価格に80%、収益価格に10%のウェイト付けを施して、端数を整理の上、下記のとおり調整した。

	占有減価前 の試算価格 (円) ア	占有減価 イ	試算価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ＝ア×イ
① 積 算 価 格	9,410,000	1.00	9,410,000
② 比 準 価 格	13,802,000	1.00	13,802,000
③ 収 益 価 格			9,219,000
④ 調整後の価格	12,905,000		

イ 占有減価：

本件の場合は減価不要であり、1.00とした。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

調整後の 価格 (円) ア	市場性 修正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 減価 (敷金等) オ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
12,905,000	0.94	0.70	0.94	0	7,980,000

イ 市場性修正：アスベスト含有形成材使用の可能性を否定できないこと（0.97）、土壌汚染の可能性を否定できないこと（0.97）等を考慮し、上記市場性修正率を査定した。

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価： 代金納付に至るまでの管理費等の滞納相当額を割合的に控除した。

オ その他の控除減価（敷金等）：本物件においては特に控除すべきものはない。

第6 参考価格資料

1 地価公示 豊中-44

所 在 : 豊中市永楽荘4丁目11番16「永楽荘4-2-26」
価 格 : 183,000円/㎡
位 置 : 阪急宝塚本線 豊中駅 北方約3.8km
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 110㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 北東 4m 市道、中間画地
用途指定等 : 第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
地域の概要 : 小規模一般住宅が建ち並ぶ傾斜地の住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1 : 644,289,244円 (土地) : 持分5,929/715,309
: 2,545,342円 (建物)

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 地積測量図 (写)
- 4 建物図面・各階平面図 (写)
- 5 土地建物位置関係図 (略図)
- 6 間取略図

以 上

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 豊中市永楽荘四丁目 1 4 番地 2

建物の名称 豊中北コーポラス南棟

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 永楽荘四丁目 1 4 番 2 の 6 0 6

建物の名称 （南棟） 6 0 6

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 6 階部分 5 9 . 2 9 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 豊中市永楽荘四丁目 1 4 番 2

地 目 宅地

地 積 5 2 6 3 . 5 0 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 7 1 5 3 0 9 分の 5 9 2 9

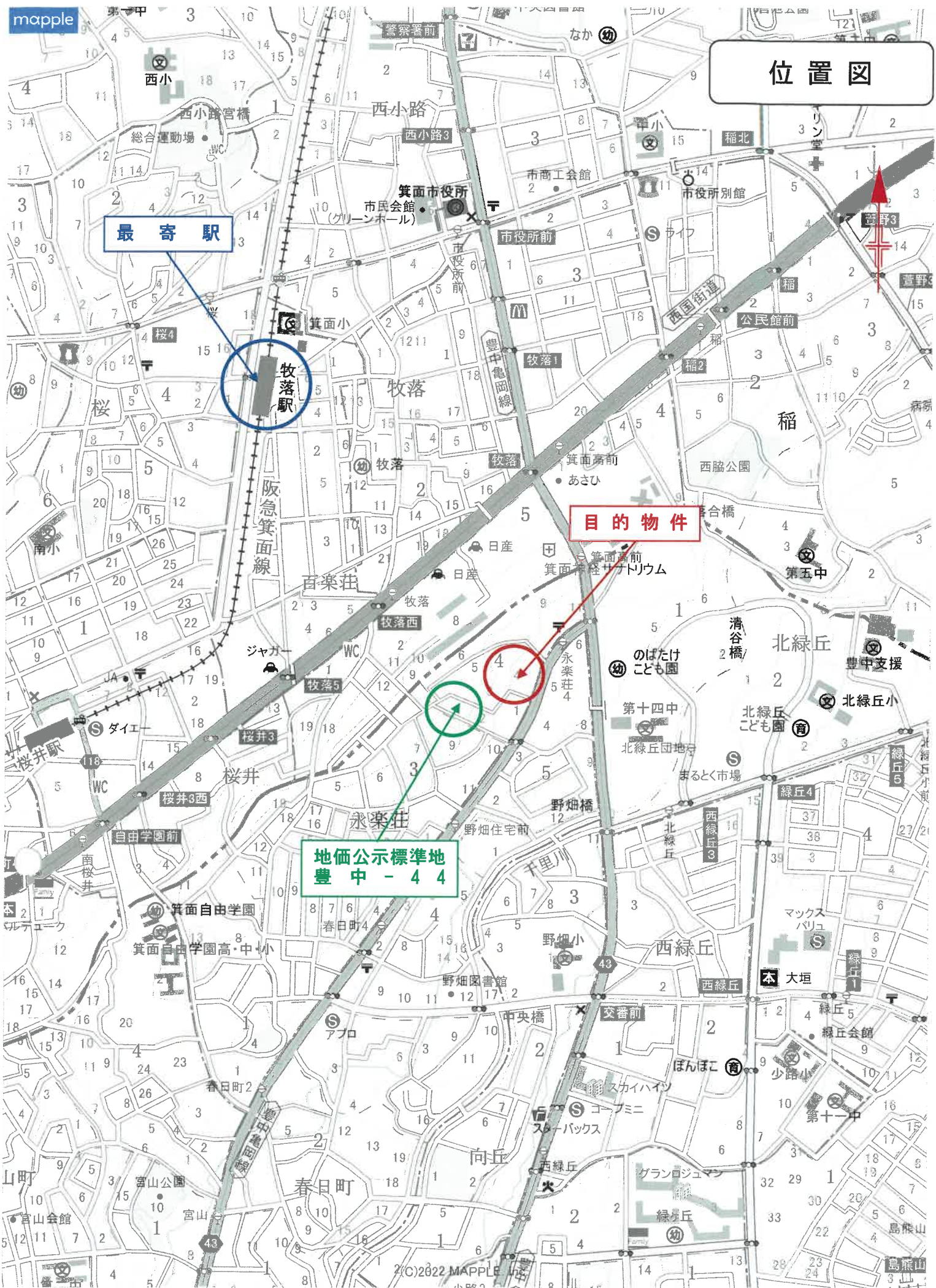


位置図

最寄駅

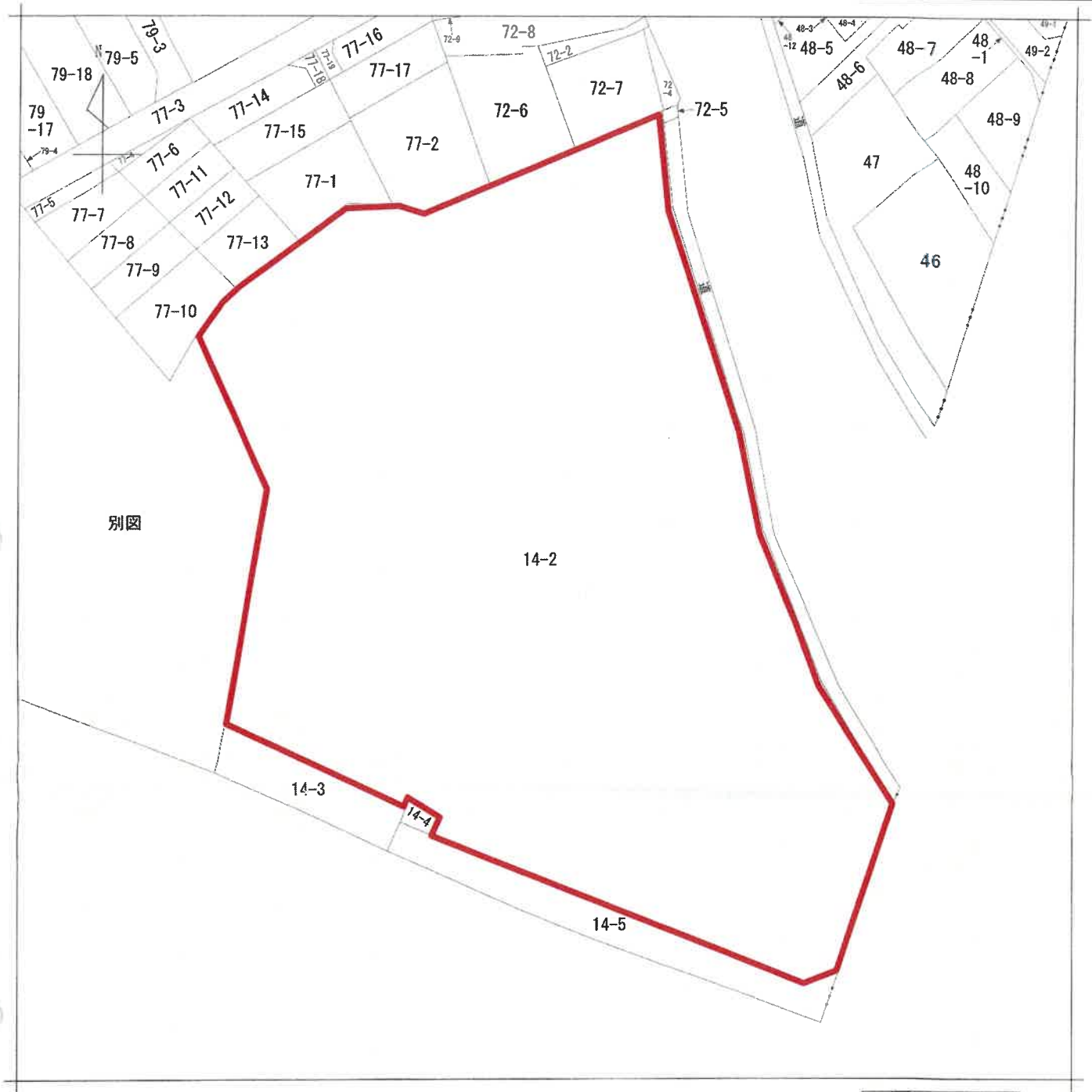
目的物件

地価公示標準地
豊中 - 4 4



1: 10,000 相当

公 函 (写)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部	所 在	豊中市永楽荘四丁目				地 番	14番2	
出 力 縮	縮尺不明	精 度 区	座 標 系 又 番 号 記 号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

令和7年2月26日

大阪法務局北出張所

請求番号：17-1
(1/1)

登記官

A3 から A4 に縮小

地積測量図 (写)

登記年月日：昭和52年11月24日

前14-2 後新14-2, 14-3, 14-4

地番	14-2, 14-3, 14-4
土地の所在	豊中市永楽荘4丁目

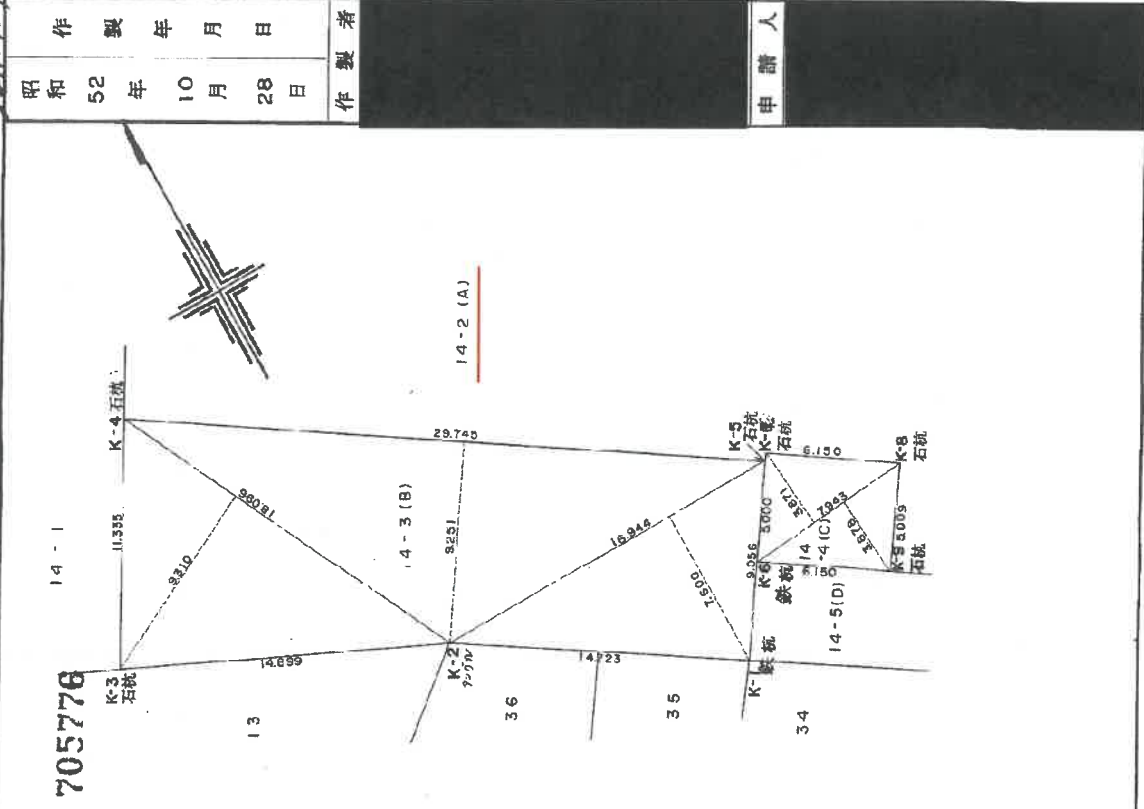
求積表

地番	記号	地積	積
14-3	B	286.209577	
14-4	C	30.775153	
14-5	D	265.184496	
合	計	582.169226	

地番	記号	計	算	式	地積	積
14-2	A	5845.570800	-	582.169226	5263	501574
		29745	x	9.251	x	1/2
14-3	B	18096	x	9.310	x	1/2
		16944	x	7.000	x	1/2
14-4	C	7943	x	(3.871 + 3.878) x 1/2	30	775153
			合	計	286	209577

境界番号	境界標の種類
K-1, K-6	豊中市型鉄杭
K-3~K-5, K-7~K-9	コンクリート杭
K-2	アングル (鉄)

縮尺 1/250



作製年月日 昭和52年10月28日	作製者
申請人	

真海登記測量設計事務所 52.6.100

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局池田出張所管轄)
令和7年2月26日 大阪法務局北摂支所

登記号

A3 から A4 に縮小

請求番号：17-2

登記年月日：昭和62年4月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

令和7年2月26日

大阪法務局北出張所

登記官

A3 から A4 に縮小

請求番号：17-3

(1/4)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

建物階平面図

家屋番号

建物の所在 豊中市永楽荘4丁目14番地2

14-2-101~106、108、109

110301

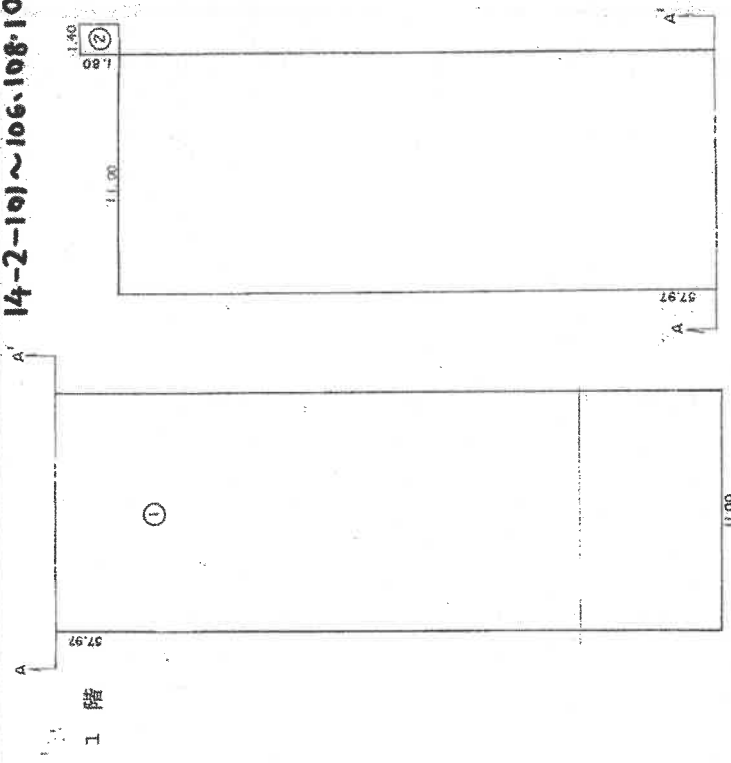
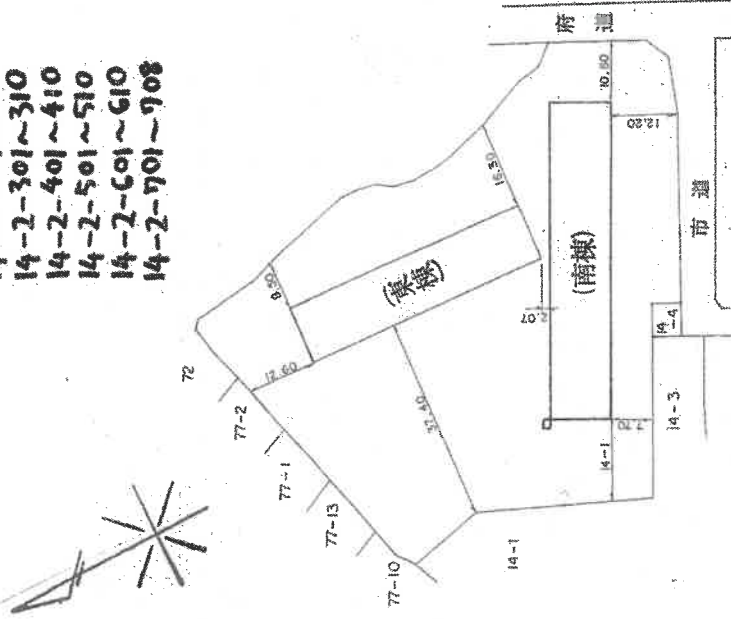
62-4-20

14-2-101-106、108、109
14-2-201~210
14-2-301~310
14-2-401~410
14-2-501~510
14-2-601~610
14-2-701~708

作製年月日
昭和53年1月12日

作製者

申請人



① 57.97 X 11.00 = 637.6700
② 1.80 X 1.40 = 2.5200
+ 640.1900

640.19

(日測連15)

縮尺 1/250 1/1000

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局池田出張所管轄)
令和7年2月26日 大阪法務局北出張所

大阪法務局北出張所

A3 から A4 に縮小

 $\overline{(2/4)}$

(日) 本 土 地 家 庭 調 査 士 會 合 會 用 (紙)

(日調達15)

縮尺

昭和53年1月12日	作製者
作製年月日	作製者

中 讀 人

登記年月日：昭和62年4月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

令和7年2月26日

大阪法務局北出張所

登記官

A3 から A4 に縮小

請求番号：17-3

(3/4)

建築物平面図 図面図 62.4.23

2/4

家屋番号

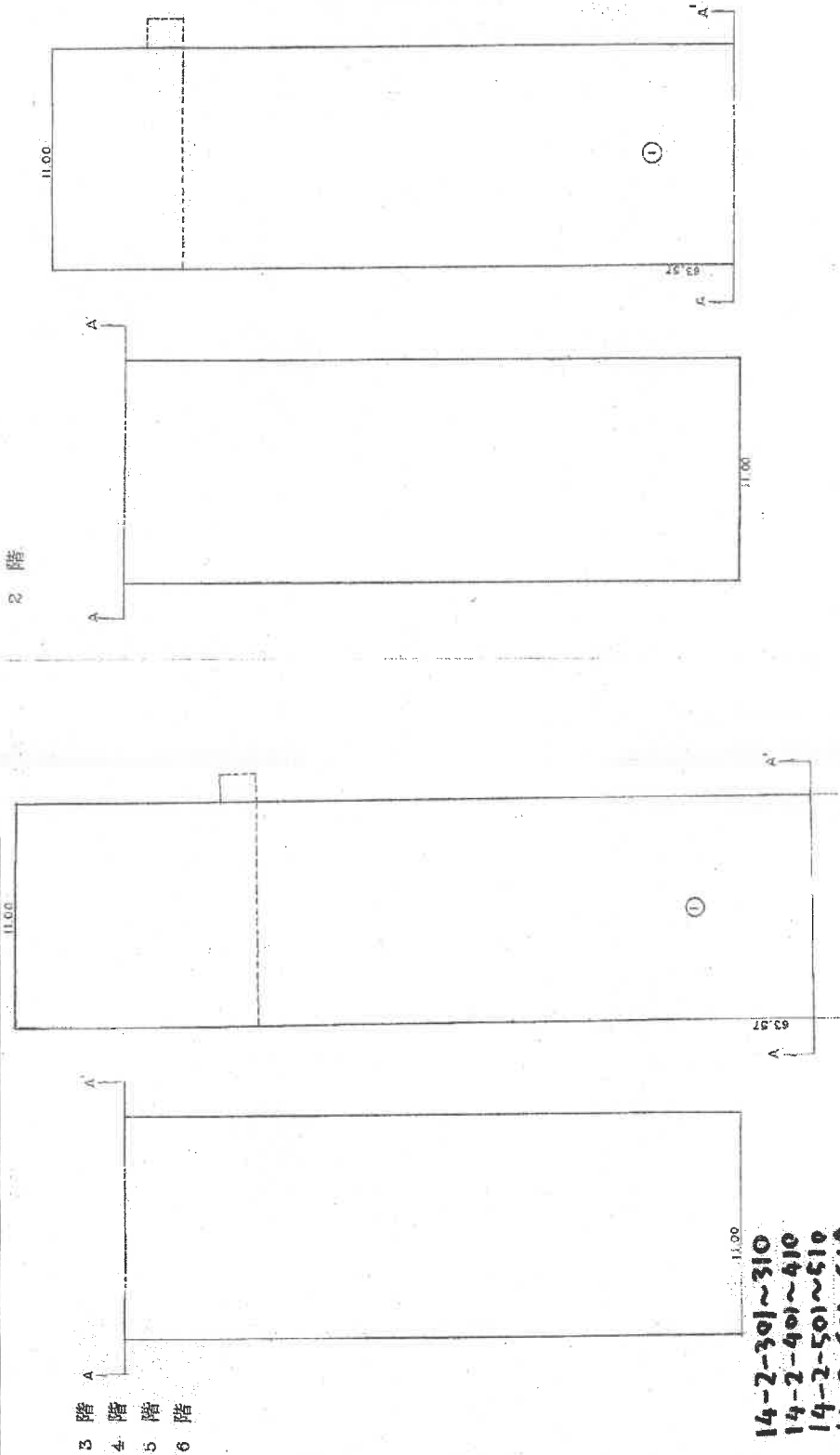
建築物の所在 豊中市永楽荘4丁目14番地2

110302 14-2-201~210

昭和53年1月12日 作製年月日

作製者

申請人



14-2-301~310
14-2-401~410
14-2-501~510
14-2-601~610

① 63.57 X 11.00 = 699.27

① 63.57 X 11.00 = 699.2700

699.27

699.27

(尺貫法 15)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/250 1/250

登記年月日：昭和62年4月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局池田出張所管轄)
令和7年2月26日 大阪法務局北出張所

登記書

A3 から A4 に縮小

建築物階平面図 62.4.23

家屋番号	110304	製作年月日	昭和53年1月12日	申請者	
建物の所在	豊中市永楽荘4丁目14番地2				

地下1階

9階

08.9

08.9

11.00

08.9

27.15

80.9

74.30

22.58

① 2.00 X 1.40 = 2.8000
② 6.50 X 11.00 = 71.5000
74.3000

① 3.715 X 6.08 = 22.5872

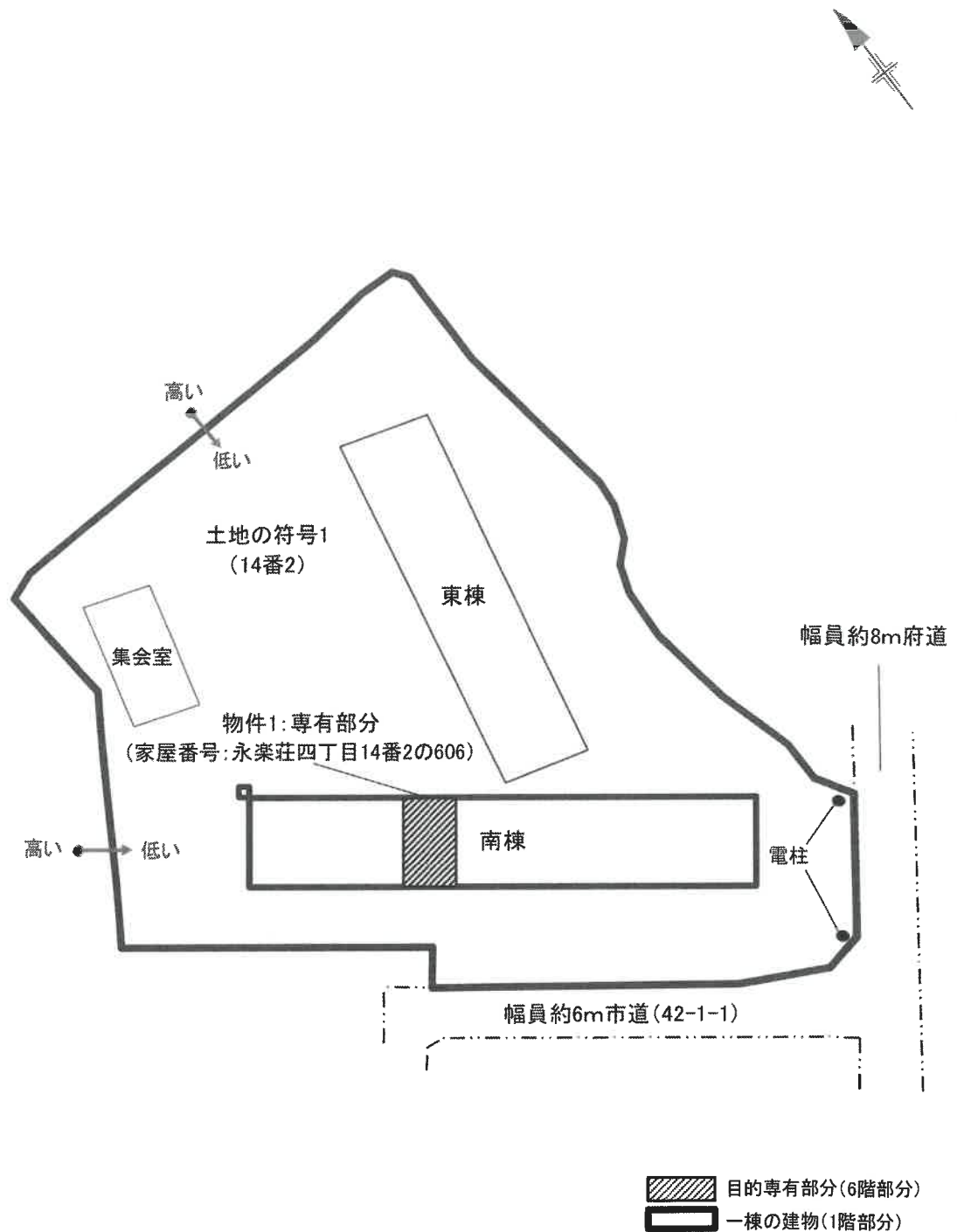
(日調連 15)

縮尺 1/250 1/250

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

土地建物位置関係図(略図)

令和7年(又)第78号



間取略図

令和7年(又)第78号

